

『警察官のための憲法講義』（第三版）

補 遺

最高裁大法廷判決令和 8 年 2 月 18 日により、旧警備業法欠格条項についての違憲判決が出されました。つきましては、本書中の該当箇所を次のとおり修正してお使いいただきますようお願い申し上げます。

記

- 108 頁 （注 18）6 行目「（平成 25 年 9 月 4 日）」の次に次のように加える。
「，民法の女性の再婚禁止期間に関する規定のうち 100 日を超えた部分（平成 27 年 12 月 16 日），警備業法が被保佐人を警備員の欠格事由としていた規定（令和 8 年 2 月 18 日）」
- 154 頁 4 行目「十分にいえる」を「十分にいえる（重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であるといえる）」に改める。
- 154 頁 （注 52）4 行目「この判決以外に」を「この判決及び次注の判決以外に」に改める。
- 154 頁 （注 53）を次のように改める。
「（注 53） 最高裁大法廷判決令和 8 年 2 月 18 日は，警備業法が被保佐人（家庭裁判所の審判により，精神上の障害により判断能力が著しく不十分で，借財，保証，不動産等売買など，重要な法律行為をするのに保佐人の同意を要するとされた者）について，警備員の欠格事由と定めていたことに関し，立法目的は重要な公共の利益に合致するものであり，かつては相応の合理性があったが，障害者を取り巻く社会や国民の意識の変化の結果，労働者について障害を理由とする差別が禁止されるべきであるとする考え方が確立したこと等により，原告が被保佐人となったことで警備員としての資格を失った時点（平成 29 年 3 月の時点）においては，憲法 22 条 1 項及び 14 条 1 項に違反するに至っていた，と判示した。ただし，国家賠償の請求に関しては，その時点までに立法措置をとらなかったことが国家賠償法上違法であるとの評価を受けるものではないとして，請求を棄却している。
成年被後見人及び被保佐人（平成 12 年の民法改正前は禁治産者及び準禁治産者）について，多数の法律が資格等の欠格事由としてきたが，令和元年に制定された一括整備法（正式名称は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」）で，警備業法の本件規定を含めて，すべて削除されている。」
- 202 頁 column の 1 行目「これまで 13 件」を「これまで 14 件」に改める。
- 202 頁 column の下から 3 行目「民法の規定」を「民法の規定のうち 100 日を超える部分」に改める。
- 203 頁 column の 5 行目「（令和 6 年），」の次に次のように加える。
「xiv 警備業法が警備員の欠格事由として被保佐人を定めていることが憲法 22 条 1 項及び 14 条 1 項に違反（令和 8 年），」

なお、皇室典範等の一部改正（令和 8 年 7 月 24 日法律 66 号）及び国家情報会議設置法（令和 8 年 6 月 3 日法律 28 号）の制定に伴い、本書 Web 版の記載内容の一部を修正いたしました。

以上